

図書館情報学関係情報誌の編集協力員に関する件

(平成十四年三月三十一日館長決定第十一号)

改正 平成十九年三月二十八日館長決定第二号

1 関西館図書館協力課に、図書館情報学関係の情報誌又はこれと同等の内容を有する情報(以下「図書館情報学関係情報誌」という。)の編集の事務を兼ねて行う職員として、図書館情報学関係情報誌の編集協力員(以下「編集協力員」という。)若干人を置く。

2 編集協力員は、関西館図書館協力課長の命を受けて、図書館情報学関係情報誌に関する編集の企画、原稿執筆者の選定等の事務を行う。

3 編集協力員は、職員のうちから館長が命ずる。

附 則

本件は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十八日館長決定第二号)

本件は、平成十九年四月一日から施行する。